



よつてその改善をはかることとしたしたものであります。以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げについてであります。が、両手当制度とも、その月額を児童一人につき三百円引き上げることいたしておられます。

第二に、所得制限の緩和であります。支給対象者本人の所得による支給制限の限度額を二十六万円に、その扶養する児童一人につき六万円を計算した額に引き上げるとともに、支給対象者の配偶者等の所得による手当の支給制限の基準額を引き上げて、扶養義務者が五人の場合の例で申しますと、これを九十三万二千五百円にすることいたしております。

最後に、実施の時期についてであります。当額の引き上げに関する事項は昭和四十三年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十二年五月分からそれぞれ施行することいたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申します。

今回の改正法案は、福祉年金の年金額を引き上げるとともに、所得制限の大額な緩和をはかるうとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、福祉年金を三万円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を二万四千円に、老齢福祉年金を一万九千二百円に引き上げることいたしております。

第二に、所得制限の緩和については、福祉年金の支給制限の緩和として、現行の限度額二十四万円を二十六万円に引き上げるとともに、受給者が子等扶養する場合において加算する額を四万円から六万円に引き上げ、また、扶養義務者の所得による支給制限の緩和として、標準世帯（六人の

場合）の限度額八十一万七千五百円を九十三万二千五百円といたしました。

このほか、労災保険から一時金による補償を受けている者については、国民年金はじめ、厚生年金保険、船員保険の給付は六年間支給が停止されることになつております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申します。

最近におけるわが国の身体障害者の増加、社会事情の変動等を考慮しますと、身体障害者福祉行政には立ちおくれている面が多く見られ、なお一そな充実を必要とするものと考えられますので、当面、その対象範囲の拡大、福祉措置の充実、等をはかるため、この法律案を提案した次第であります。

次に、本法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、新たに心臓または呼吸器の機能に障害がある者も本法の対象となることいたしております。

第二点は、新たに身体障害者相談員の設置に関する規定を設け、都道府県知事はこれに身体障害者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行なわせることいたしております。

第三点は、身体障害者奉仕員に関する規定を設け、市町村は家庭奉仕員を派遣して、重度の身体障害者の日常生活上の世話を行なわせることいたしております。

第四点は、従来、収容をたてまつとしておりました身体障害者更生援護施設について、通所によつてこれを利用する道を開くことなど、これらによる支給制限の緩和としてあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、環境衛生金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

環境衛生関係當業は、公衆衛生の見地から、国民の日常生活に密接な関係を有する當業であります。適正な衛生水準を維持させるために當業に対する種々の法的規制がなされております。しかしながら、その經營規模は零細なものが多いために、国民の生活水準にふさわしい衛生的サービスを提供することは必ずしも容易ではありません。また、最近の労働力不足に起因する賃金上昇は、その経営に大きな影響を及ぼしているのが現状であります。このようない営業について衛生水準を高め、あわせて近代化、合理化の促進をはかることが当面の大きな要請となつてゐるのであります。そのためには、営業の特殊性に応じた融資を環境衛生行政に即して実施することが緊要であり、ここに特別の金融機関として環境衛生金融公庫を設立することいたしました次第であります。

この公庫は、本年度において一般会計からの政府出資金十億円をもつて資本金とし、貸し付け規模としては、本公庫設立までの間、引き続き国民金融公庫において融資する分と合わせて三百億円を予定いたしております。

本法案におきましては、公庫設立の趣旨に基づく規約を設け、都道府県知事はこれに身体障害者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行なわせることいたしております。

第二点は、新たに身体障害者相談員の設置に関する規定を設け、都道府県知事はこれに身体障害者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行なわせることいたしております。

第三点は、身体障害者奉仕員に関する規定を設け、市町村は家庭奉仕員を派遣して、重度の身体障害者の日常生活上の世話を行なわせることいたしております。

第四点は、従来、収容をたてまつとしておりました身体障害者更生援護施設について、通所によつてこれを利用する道を開くことなど、これらによる支給制限の緩和としてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長（山本伊三郎君） 速記をとめて。

○委員長（山本伊三郎君） 速記をとめて。

○委員長（山本伊三郎君） 速記をとめて。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

精神薄弱者の福祉対策の強化につきましては、政府においては、かねてから検討を進めてまいつたのですが、とりえず、特に緊急を要する精神薄弱者に対する授産事業の強化等の対策を講ずるために、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、公立の精神薄弱者援護施設の運営費を措置した地方公共団体において支弁すべきこととすることにより、その設置に伴う地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、もつて公立施設の普及を促進しようというものであります。

改正の第二点は、精神薄弱者援護施設を分け改めて、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設の二種類とし、これによつて精神薄弱者援護施設における授産事業等の実施の根拠を明らかにしようといたします。

改正の第三点は、児童のうち、十五歳以上の者についても、その社会復帰をすみやかならしめるため、必要があるときは精神薄弱者援護施設に入所できることとすることであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長（山本伊三郎君） 速記をとめて。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

る法律案について御質問をいたしたいと思いま

す。昭和二十一年に児童福祉法が制定されてからすでに二十年を経過いたしております。児童福祉事

業は発展を遂げてきたとはいながら、まことに複雑多岐となつております。かつて三十八年の五月に厚生省が発表した児童白書には、わが国の児童は、いまや天国はおろか、危機的段階に置かれてしまふと、厚生省みずからが指摘いたしております。これは黒木局長時代の白書でございます。高度経済成長がむしろ児童からその福祉を奪つておるといふことが三十八年の児童白書にうたわれております。

そうしてこのことについての警鐘乱打をいたしましたが、急変する社会情勢下にあっては、さらに新たに児童の福祉を阻害しつつある現象、児童の公害による疾病、交通事故の増加、十四歳未満の非行事件の激増等が見られております。児童憲章は守られていないどころではない、無視されているといわなければなりません。社会開発、人間尊重を掲げる佐藤内閣にあつては、児童の福祉の増進をきわめて重要であることは言うまでもございませんが、この際、政府は児童福祉対策の基本的な考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(田川誠一君) 児童福祉行政は児童福

祉法を軸として進めておりますけれども、その理念は、児童が心身ともに生まれ、かつ、育成されるということにございます。特に近年は年々人口が減少してまいりまして、これまでにも増して、児童の資質の向上に対する社会的要請が強くなつていてもかかわらず、児童をめぐります諸条件といふものは必ずしも十分にいつてないわけでございまして、今後のわが国の児童福祉行政は、そのような状況に対処して、できるだけ科学的に、また、きめのこまかい施策を幅広く実施してまいりますけれども、特に藤原委員がいま御指摘のようなこと、事故の防止対策を含めた児童の健全育成対策、各種の心身障害児に対する総合的な対策、それから大幅な保育所

の増設というようなものを中心にして、保育対策などに重点を置いてやつていく所存でございま

す。

○藤原道子君 昭和四十一年度の児童家庭局の予算を見ますと、健全育成対策費はわずかに〇・七九%、幾らやりますといつても、〇・七九%で一體何ができるか。これを見ましても、いかに一般の児童福祉に対する熱意が低調であるかといふことがはつきりあらわれております。政府は、おくれている児童の健全育成対策を今後どのように積極的に推進していくかとしているのか、具体的な御答弁を伺いたい。

○政府委員(田川誠一君) ただいま藤原委員の御指摘のように、予算面で必ずしも十分にいっておりません。しかし、私ども厚生省といたしましては、いま申し上げましたようなことを重点にいたしまして、できる限り児童の福祉行政を充実するよう努力をしてまいります。

○説明員(上村一君) 児童の健全育成対策でござりますが、いま政務次官からお答えいたしました

ように、最近特に力を入れて進めてまいるものでござります。いろいろございますが、その一つといたしましては、家庭に関する施策でございま

す。家庭における児童に対する相談指導を強化す

るために、福祉事務所に家庭児童相談室

のを設置してまいっております。ここへ専門の職員を配置して、それに必要な費用といふものを国

に支給するための助成措置を講じてあるわけでござります。

いたしましては、家庭に関する施策でございま

す。家庭における児童に対する相談指導を強化す

るために、福祉事務所に家庭児童相談室

のを設置してまいております。ここへ専門の職員を配置して、それに必要な費用といふものを国

に支給するための助成措置を講じてあるわけでござります。

○政府委員(田川誠一君) 重症心身障害児の施設を整備するといふことにつきましての質問につきましても御答弁申し上げます。

重症心身障害児並びに重症心身障害者の施設を

国庫補助を行なつてまいりましたが、四十年度からは年金の特別融資で設備を促進いたしております。

なお、それ以外に、地域社会で子供の健全育成のために活動する有志の指導者を養成するため、家庭児童対策モデル地区といふものを作りまして、その育成の助長、あるいは子供会とか母親クラブの育成、子供をめぐります各種の優良文化財の推薦、こういった児童健全育成化のための児童福祉に対する熱意が低調であるかといふことから公金の特別融資で設備を促進しております。

○藤原道子君 答弁とともに不満足でございま

す。名だけで、実質が伴つております。実質が

伴つておりますとはつきり答弁できないと思う。

言うだけでなく、今後いま言われたことが具体的に行なわれるようにしてほしいと思います。

そこで、重症心身障害児の現状は、政府の調査によつても要施設収容児が約一万七千人に及んでいます。これに対して施設の整備状況を見ると、昭和四十一年度末で約千六百床が整備されたにすぎません。

ますし、また、その要収容者に対する施設といふものが非常に少ないのでございまして、政府といつしましても、施設の充実につきましては特段の配慮をいたしておりますのでござります。で、四十五

年度までの計画といつしましては、要収容者の約半数に当たります八千床を整備する計画でござります。それから、四十一年度末において、すでに五百分の一の病床、計千六百三十床がほぼ計画どおり整備されたのでございますが、引き続き、四十二年度におきまして国立六百床、公法人立五百床を整備する予定しております。

それから、重症心身障害児施設の職員の確保と

待遇についてございますが、重症心身障害児施

設におきましては、収容児の特殊性にかんがみま

して、他の一般の病院等と比較いたしまして介護

職員を多く必要とし、看護婦のほか、保母、児童

指導員を置き、おおむね児童二人に一人の割合で

その療育を行なつております。これらの重症心身

障害児の療育に当たる看護婦、保母等の介護職員

の勤務が複雑困難でありますので、四十二年度予

算におきまして、特に職員の待遇改善をはかる

ために、重症心身障害児指導料を医療費の三〇%

から三八%に引き上げることといつしておきま

せんので、重ねて伺います。

次に、重症心身障害児施設の整備にあつては、

建物の整備ももちろん必要であるが、施設における

障害児の処遇の向上をはかるためには、必要な

職員の確保と、安心して労働に従事できる処遇を

することが肝要と考えられます。いまはまことにこの点が特に不十分でございます。これについ

ての計画を、そうして対策をお伺いしたい。往復

三十分ですから、答弁をはつきりよくやってくだ

さ。

○政府委員(田川誠一君) 重症心身障害児の施設を整備するといふことにつきましての質問につきましても御答弁申し上げます。

重症心身障害児並びに重症心身障害者の施設を

設置しろといふ声は最近非常に高まつてきており

ますし、また、その要収容者に対する施設といふ

ものが非常に少ないのでございまして、政府とい

つしましても、施設の充実につきましては特段の

配慮をいたしておりますのでござります。で、四十五

年度までの計画といつしましては、要収容者の約半数に当たります八千床を整備する計画でござります。それから、四十一年度末において、すでに五百分の一の病床、計千六百三十床がほぼ計画どおり整備されたのでございますが、引き続き、四十二年度におきまして国立六百床、公法人立五百床を整備する予定しております。

それから、重症心身障害児施設の職員の確保と

待遇についてございますが、重症心身障害児施

設におきましては、収容児の特殊性にかんがみま

す。今回の改正案では、施設入所の児童を精神薄弱と肢体不自由が重複し、それぞれの障害が重度である児童としておりますが、現実に今回の法改正の対象となる施設の実態を見ると、その定義に該当しない児童もかなり入所しておるようござります。さらに、また、これに対しまして、この定義に該当しない児童で、この定義に該当しないまままでまいりますと、入所したくもできない、はみ出される児童も出るよう考えられます。入所を期待しておる児童で、この定義に該当しないわゆる重症心身障害児に対しましてはどのような処遇をされるのか。今回の法改正によつて施設から締め出されてしまふことを私は憂えるのでござりますが、この点を明確にしてもらいたい。重度の心身障害の重複した者と、こう定義されております。この点について明確にしてほしいと思います。

います。同時に、また、こういう子供さんは、先ほど先生御指摘のように、非常に数が多いわけでもございます。また、精神薄弱児施設の重度棟も、なお数が非常に足らないわけでございます。したがいまして、この重症心身障害児施設が制度として発足いたしましたが、その解釈につきましては十分実情を考慮いたしまして、彈力的に運営をしてまいりたい。しかしまあ、いまして、現在こういった昭和三十八年から法律外の制度といたしまして重症心身障害がありますが、その中で、入所されている方をその範疇に属さないというふうなことによつて退所をしていただぐなどいうことは絶体にありませんし、今後の運営といたしましても、重症心身障害児施設の数もまだ足りませんし、また、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設の重度棟も足りないわけでございますから、その子供の方の症状によりまして十二分にこの重症心身障害児施設を活用して、子供たちの福祉を守つてしまいたい、かようと思つております。

○政府委員(渥美節夫君) 先生ただいま御指摘の重度の肢体不自由といふ定義につきまして、身体障害者福祉法の別表に定めます一級、二級に限るのではないかというお話をございましたが、私どものではないかということを考えございましたが、私も一級、二級に限るということを考えございません。特に三級につきましては、肢体不自由な方々も三級に属しているわけでござりますので、もちろん一級、二級といふうに限界を考えることをしておるわけではございません。また、精神薄弱児児につきましても知能指数が三五といふうに言われておりますので、三五以下に限るといふうを言つておりますけれども、これもいろいろと知能指数も、子供につきましては絶えず変動する、いろいろの測定の方法もあるといふうなこともいわれておりますので、三五以下に限るといふうを取り扱いも考えておらないわけでございます。特にまた身体障害の等級表の検討も、今回これから行なわれるわけでございます。そういう意味におきましても、そういう標準がこれで固定するといふうこととも考えておらないのでござります。いずれにいたしましても、精神薄弱児施設の重度棟なりに入るべき子供であっても、これは重度棟も非常に少ない現状でございます。そういうふうな意味におきまして、そういう点につきましては、十分子供たちの症状を考えまして、医学的な管理が必要であるというふうなことも考えまして、重症心身障害児施設については、そういった子供も今後措置をするという運営をいたしてまいりたい、かように思ひでございます。

○政府委員（渥美節夫君） 先ほど次官から御答弁申し上げましたように、重症心身障害児施設につきまして、対象数一万七千につきまして、この五年間のうちに約半数の八千床はぜひ確保したいかのように思つております。それから、精神薄弱児重度棟、あるいは肢体不自由児重度棟の整備につきましても、年次計画をもちまして、この五ヵ年之内に必要数の約二分の一程度は確保する。いずれにいたしましても、こういった施設の整備拡充というものが何をおいても第一である、かようになります。

○藤原道子君 それで、国立の療養所を大体転用するわけですね。ということになると、そこに実は医療行政、一方は家庭児童局、こういうふうになりますが、その同じ施設、同じ療養所に二つのものが併設してあるようになりますて、その中の混乱等が起ころるようなことはないかということも心配されております。

さらに、時間がございませんので、続いてまいりますが、民生委員と児童委員の兼任の問題でございます。民生委員はボランティアとして、社会福祉関係諸法令の施行事務についてまあ協力、兼務していくかなければならない、こういうふうになつておりますが、その業務が多過ぎるのに対して、民生委員のそこに問題がある。それから児童委員をも兼任しているので、民生委員が約十三万いるはずですね。けれども、児童委員の役割りを十分に果たしているというふうには見受けられるものはごく少数です。そうすると、児童福祉行政の複雑多岐にわたつておる現状にかんがみて、この際、有給の児童委員、こういうものを設けるお考えがあるかないか、これを一つお伺いいたします。これを特にちょっとお伺いします。

○政府委員（田川誠一君） 民生委員には、児童委員としてもふさわしい人を委嘱することとなつておりますて、その改選に際しましてもこの点を十分考慮をして、児童の問題に関心の深い人の補充等をはかるよう指導するとともに、児童委員としての具体的な業務、それから活動についても、か

にてから指導を行なつております。これらの指導によつて民生委員は、現に児童委員としても相当な活躍を願つてゐるので、児童委員制度と別個に設けることについては、現在のことろ考えていなのでござります。しかし、児童委員制度のあり方につきましては、将来とも十分に検討してみたい、このように考えております。

○藤原道子君 幾ら指導したって、仕事が多過ぎるんですよ。民生委員のいまやつてはいる実態、その待遇、あるいは人選、いろいろ問題がございましょうが、これは後日に譲りまして、十分検討したいと思いますけれども、いまの児童委員が十分に仕事を果たしていると考えているところにあなた方が認識不足があるのでですよ。とんでもないことだ

それから、いま問題になつてゐる自閉症の問題題が  
ありますね。それから言語障害の問題がありま  
す。これなんかも、言語障害に至りますは、そ  
れこそ早く指導すればほとんどあるといわれ  
ている。アメリカあたりではこれに對しては非常  
に熱心に取り組んでゐる。なおるもののが、政治よ  
ろしきを得ないために一生をかたわで送らなければ  
ばならない、こういう点があることをまことに遺  
憾に思うわけでござります。

それから、最近問題になつておりますフェニルケトン尿症の問題、これなんか特に精神薄弱等と大きな関係があるのでござりますが、これらに對して、まあ一万人に對して一人くらいの割りで生まれておる。こういうことになると、非常に重大な心身障害児が生まれて、その対策ももちろん大事でござりますが、一人でもそういう子が生まれないようにするのがほんとうの政治だと思います。あるいは筋萎縮症に対してもやらなければならないものがたくさんございますが、これについても一括しての御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(渥美節夫君)　自閉症につきましては御指摘をいただいたわけでござますが、自閉症などにつきましては、いまから約十三年前に、わ

が国におきましてもそういった新しい疾病につきましての学会に対する報告があつたわけでござりますけれども、現在におきましては制度的な、あるいは系統的な対策が遺憾ながら講ぜられておらないのでござります。しかしながら、自閉症児につきましては、これを心理療法等によりまして相強力に治療することによりましてある程度の効果があらわれるというふうな報告もされておるわけでございます。したがいまして、今後私どもいたしましても、自閉症、あるいは自閉病症状を呈する子供たちに対する児童福祉の面、あるいは医学の面、こういった面から十分な検討を加えまして、早急に政策を打ち出す必要があろうと、かように考えておるわけでござります。

ですが、これも先生御指摘のように、わが国におきましては、特に言語障害の発見が非常におくれる。しかも、言語障害につきまして、早く、少なくとも学齢以前に治療するということによりまして言語障害をなおすことができるということも学問的にはつきりされておりますので、これにつきましても、私どもいたしましては、早期に発見し、早期に治療する、このためにはこういった関係の学者、医学界の方の御協力を、あるいは、また、言語治療士といふうな特別な職員の養成でありますとか、あるいは施設における訓練、こういうふうないろいろな方面からこの言語障害児に対する対策を講ずる必要がある、かように思っております。言語障害児は、現在わが国で約八千七百人というふうな大きな数字を数えておりますので、これも考えていかなければならぬ、かようにもう思ひます。

摘がございましたけれども、これもフェニールケトン尿症につきましては、それを新生児のときには把握することができるのでございまして、たゞいま地方公共団体等におきまして、そのフェニールケトン尿症を覗見するテストペーパー等によりまして施策を講ずるところがあるわけでござります

が、これらもやはり全国的に取り上げる必要があり、かように思つております。

それから、筋ジストロファイー等につきましての御指摘がありましたが、これらは、いずれにいたしましても、政府におきましても、現在のこところ、予算上の措置がまだなされておりません。したがいまして、四十三年度の新しい施策といったし

す。 す。  
の筆者 原著は「母子保健」の題で、本文はその一部である。  
まして、私どももそれに盛るようにも検討をさら  
に進めていきたい、かようて思つております。い  
ずれにいたしましても、これらは妊娠婦、あるい  
は新生児に対しまする母子の保健の指導といふも  
のが必要でござります。そういつた点につきまし  
て十分に力を入れていきたい、かようて思ひま

とにかく重荷がてきで二十  
年たつのですから、それでこういうことがまだ手  
をつけられていない面がたくさんあるのですよ。  
ことにこういう子供を持つた親御さんの苦労とい  
うものは、それはたいへんなものです。同時に、  
早くやれば普通児になれるということがわかつて  
おるのに、それをやらないといふことは大きな罪  
悪だと思う。それで、選舉になればりっぱな公約  
をしておる。こういうことじや国民が許さないと  
思うのです。それから、特に言語障害のことき

は、いろいろ調べてみると、アメリカでは言語障害児の三四%が公立の教室や施設で教育を受けているのです。ところが、日本では〇・〇二%、こういう低さにある。これじゃ私は相済まぬと思うのですよ。こういう点で、少なくとも児童福祉を担当しておいでになる局長、さらに厚生省におきます指導問題、これはいつか佐野理事と話したのでございますが、児童問題だけも一週間ぐらいいやるうじやないかといふように私どもは準備を

しておりました。ところが、きょうは往復三十分で四本やるのですから、非常に残念でござりますが、いま申し上げたようなことを十分お考えいただきまして、子供の将来を守らなければその国の繁栄はないのでござりますから、そういう点しかとお願ひ申し上げます。さらに、局長が言明な

さしました重複しておる重度心身障害児、これをもしこの法案どおりやりましたならば、びわこ学

園でも六〇%、あるいは島田療育園でも五八%、これらが重複しておる者といふ法律解釈で、いきますならば退院せざるを得ない状態にある。しかも、びわこ学園あたりで退院せざられる者の半数は、入所してからよくなつた、やつとよくなつた

りかけたらこれがほうり出される。こんなことは國家の予算上からいつても大きな損失ですから、その点は御答弁どおりにやつていただきたい。足らざるは後日に譲りたいと思います。法律ができたらそれでよいなどと思つちや困りますから。次に、児童扶養手当、これをちょっとお伺いしたいと思います。まず、ずっと個条書きで読みま

児童手当制度について今後政府はどういう準備をしておいてになるか。児童手当はもう来年度からやるんだというようなことが構想されてあります。この児童手当は今後いつからおやりになりますか、その方策等についてまず第一にお伺いします。

見に對しての考え方はいかがでござりますか。  
さらに、第五十一回国会で衆参両院の社会労働  
委員会における附帯決議を政府はどうのように尊重  
して処理しておいでになるか。  
そして、次に、手当に関する事項でござります  
が、この物価高のとき、月額三百円引き上げたそ  
の根拠を伺いたい。三百円ですから、扶養手当を  
上げた上げたと宣伝しているが、たつた三百円で

それから、次に、児童一人の場合、児童扶養手当の額と母子福祉年金の額との不均衡は正についてはどのように考えておいでになるか。そして、また、今回の手当の額が昭和四十三年一月から引き上げられるけれども、もらうのは五月なんですね、そうですね。

○政府委員(渥美節夫君) そうでございます。

○藤原道子君 これではあまりに長く待たせ過ぎると思うんです。一月から施行して五月になる、それのいま法律案の審議をしておる。それで来年、一年後でなければこの三百円引き上げられた額がいただけないのでございますが、なぜこういうことになるのでございましょうか。もう少し愛情ある措置ができなかつたのでしょうか。

○政府委員(田川誠一君) 児童手当をつくることにつきましては、児童福祉の問題だけでなく、重度問題、賃金問題とも密接に関連するところが多くないのでございまして、このような問題につきましては、なお各界の意見を徴した上で成案を固めることが必要であると考えてあります。いたしまして、できるだけ早く制度の概要について成案を得て実施したいと考えてございます。

○政府委員(渥美節夫君) 社会保障制度審議会なり、あるいは昨年の参議院におきます附帯決議等につきまして、それをどう生かしてあるかといふうをお話でございますが、社会保障制度審議会の御答申の中で、特に今回におきましては、手当額の増額と、それから所得制限の緩和という点につきまして是正いたしましたわけでございます。

なお、昨年の参議院の当委員会におきます附帯決議に關しまして、所得制限の要件を緩和する、あるいはその額を引き上げるというふうなことで私どもがんばつてまいつたのでござります。それから、三百円値上げしたが、その根拠はどうかといふうをお話でございますが、これらは国民年金の中の母子福祉年金等、関連制度との調和をはかりながら三百円の引き上げをいたしかつようになつておるわけでございます。

○藤原道子君 それでは、いまの答弁はそのままやるんでしようね。だいじょうぶでしようね。

次に、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について二、三の点で御質問したいと思ひます。

現在わが国には二百数十万にのぼる精神薄弱者がいるといわれておりますが、この精神薄弱者のおとな

のほうの行政を、児童家庭局でやつておりますが、福のほうの行政と一貫をして実施をする、つまり度問題がいただけないのでございますが、なぜこういうことになるのでございましょうか。もう少し愛情ある措置ができなかつたのでしょうか。

○政府委員(田川誠一君) 児童手当をつくることにつきましては、児童福祉の問題だけでなく、重度問題、賃金問題とも密接に関連するところが多くないのでございまして、このような問題につきましては、なお各界の意見を徴した上で成案を固めることが必要であると考えてあります。いたしまして、できるだけ早く制度の概要について成案を得て実施したいと考えてございます。

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱者に対する対策といつしましては、現在、児童福祉法によりまする各種の施策が行なわれております。第一が、そういうた方々に対する相談指導でございます。第二が、施設におきます保護指導でございます。第三は、職業委託によります職業能力の付与ということでございまるし、また、先ほどお話をありました重複の方々に対しましては扶養手当を差し上げております。で、今回提案いたします改正によりまして、特に十五歳以上の方々につきましては、授産の事業をやつておりますような施設に入所いたしまして、社会適応能力を強化することを考えてあるわけでござります。

なお、これら精神薄弱児、あるいは精神薄弱者に対する対策といつしましては、施設の拡充なり、あるいは訪問指導なりの拡充を今後ともさらに強力に期してまいりたいと、かように思つております。

なお、これら精神薄弱児、あるいは精神薄弱者に対する対策といつしましては、施設の拡充なり、あるいは訪問指導なりの拡充を今後ともさらに強力に期してまいりたいと、かのように思つております。

○藤原道子君 精神薄弱者の問題では、その対策はばらばらなんですよ、十八歳までと児童福祉法ではなつておる。ところが、今度は二十歳をこえても在所することができる、こうなつておる。これを何とか一貫性を持たした法律に変えていくべきだと思いますが、これに対してもどう考えておりますか。個々ばらばらでは困る。

○政府委員(渥美節夫君) 先生御指摘のとおり、精神薄弱といふ状態は、年齢の多い少ないを問わず、一貫してこれを指導する必要は当然あるわけ

でございます。一昨年、この精神薄弱者のおとな

のほうの行政を、児童家庭局でやつておりますが、児童家庭局におきまして、おとも子供も、精神薄弱といふ状態に対しましては、一貫したその施設を講じるよう窓口を一元化したのでございまして、うな予算措置が講じられようとしておるのか、これ

をちょっとお伺いしたい。

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児施設の一元化に対しましていろいろと現在御検討を願つておるわけでございます。今回提案いたしました問題につきましてはその一班でございまして、全体的な制度的な検討ということは、さらに児童家庭局におきましても、こ

うか、私は非常にこの点不満足なんです。法律さえ通ればいいんじやないんです。法律に血を通わせるのがあなたの方の仕事です。私はそのお覚悟

のほどを伺いたいと思います。

それから、最近、神戸とか足利とか市川あたりで心身障害者保険扶養制度というようなものが漸次行なわれているようでございますが、これらに

ついで政府はどのように考えておられるのか。そこで、精神薄弱児者合わせまして全国で二百七十三万というようなお話をございましたけれども、私どもの調査をさらに進めましたところ、施設において保護を要する精神薄弱者の数は、精神薄弱の子供につきましては四万八千人、これに対しまして施設に収容されている子供たちが二万六千四百人、それから精神薄弱者の施設につきましては、施設において保護を要するおとなの方が五万八千人で、そのうち、精神薄弱者の施設に入つてから、職員の処遇だつて、施設だけつくればいいのでも、その収容人員たつた二万五千一百人くらいしかないです。こういうことで政治をやってくださいよ。時間の制限があるから、とにかくやつてくださいよ。それでも書いたものを読むだけでは。真剣に精神薄弱者福祉審議会の御答申を得まして早急に実施いたしたいと、かように考えております。

○藤原道子君 答弁に誠意があるよう思えないのですよ、書いたものを読むだけでは。真剣に精神薄弱者福祉審議会の御答申を得まして早急に実施いたしたいと、かように考えております。

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児施設の拡充の問題につきましてお話をございましたが、これから精神薄弱者福祉審議会等の大蔵の諮問機関におきましても、この元化に対しましていろいろと現在御検討を願つておるわけでございます。今回提案いたしました問題につきましてはその一班でございまして、全体的な制度的な検討ということは、さらに児童家庭局におきましても、こ

うか、私は非常にこの点不満足なんです。法律さえ通ればいいんじやないんです。法律に血を通わせるのがあなたの方の仕事です。私はそのお覚悟のほどを伺いたいと思います。

それから、精神薄弱者福祉司が、御指摘のよう

に、非常に業務が多いわけございまして、この業務は大部分身体障害者福祉司等と業務しておるわけでございまして、私ども、県に対しまして絶えず督促をいたしまして、これが専任になるようにつとめてもらうように思つておるところでございます。

それから、神戸でございますとか、その他の都市におきまして地方公共団体がパックアップいたしました心身障害者の保険扶養制度がござります。これらも非常に興味深く、また、いいところがあるわけでございます。したがいまして、私もさういった点についていま十分検討しておるわけでござります。しかし、これらにつきましてはもう少し時間がかかるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○藤原道子君 いまの御答弁に反論があるんですけれども、次に譲ります。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。

私は、あまりにもばらばらないまの法律、一体これをどうするのか、総合性、一貫性がどこを見ても見当たらぬんですが、これらについての今後の基本的な理念を明確にしてもらいたい。

次に、民間団体で心身障害児者総合基本法の構想があるやに聞いておりますが、これらに対しても政府はどうのうに考えておられるか。

それから、いま一つは、こうした経済発展に伴いましていろいろ問題が起つております。こういったときに身体障害者福祉行政を飛躍的に進めなければならぬのだと思います。それに対して政府はどのように考えておられるか。

それから、身体障害者福祉審議会の答申そのものに比べると、政府提出のこの改正案はきわめて貧弱で、内容は問題にならないと思います。答申答申と、答申を尊重してとおっしゃるけれども、出た答申がそのまま守られてる点がないと思うのであります。そこで、年次計画をどのように持つておるか、四十三年度の予算措置はどのように考えておるのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児、精神薄弱者と一元的にこの行政運用する必要は、先生御指摘のとおりでございます。したがいまして、今回

提案いたしております精神薄弱者福祉法につきましては、まずできる部分だけを取り上げたわけですが、現在、精神薄弱者福祉審議会におきましては、その一元化の具体的な問題、たとえば措置期間をどうするか、あるいは費用の負担をどうするか、こういった具体的な問題について現に検討中でございます。したがいまして、こういった点の御意見を早急にちようだいたしまして、できれば四十三年度には発足するようなことで考えたいと思っております。なあ、いろいろとおとな子供の間には制度的な問題がござりますので、さらに精神薄弱者福祉審議会の御意見を徴したいと、かように考えております。

○藤原道子君 非常に残念でございます、こんなことではいけませんよ。

立て続けに言います。与党の方も急がれるようですが、それとも、何も審議しないで通すなんていふことは、国会議員の良心が許さないであります。児童問題では、特に御婦人の皆さんは、もっと熱心であつてしまかるべきだと私は思います。

何もかも兼務ですね、これでは実効があがるはずはありませんから、専任の者を設ける腹をきめてもらわなければ困ります。

それから、心身障害者は自家営業者が多いんですね。盲人であるとか、その他そういうものに対してやはり融資がなされて更生資金が出されています。こういう点から考えまして、心身障害者が自営業をやられるときには、これらに対する税の問題、あるいは融資の問題等で私は考慮すべきだと思います。

それから、内部障害者の範囲、これらも問題だと思つておりますが、これもひとつお考え願わなければならぬと思います。

それから、もう一つは、身体障害者を擁護するための措置、こういふものは日本はおくれておりますが、これらに対してどのような見解をもつておられますか。

それから、いろいろいわれておりますけれども、あまり効果をあげおりません。これらについても強制雇用制度をとるべきだと思いますが、政府のお考えを伺いたいと思います。それで、これらの人の職業の指定、これらについてもいろいろありますね、たばこ屋とか何とかあるけれども、その実効があつてません。したがいまして、私は、これらは、また、何といいますか、有料道路の切符を売つている人、こういうところは拡大すればできる問題がたくさんあると思います。これらを義務づける必要があると思いますが、どうなつておるか。

最後に伺いますが、国立身体障害者センター、こういふものは国立は一つですね。ところが、一つのセンターが絶えざっとたどりたしている。ところが、一部聞くところによると、この身体障害者センターが今度はリハビリセンターと改称して、東南アジア向けのセンターにするというようなうわさが流れています。そのための準備として、あしたじやま者を追つ払うといふことから問題が起つて、こういふうちに私は伺つておますが、これらについてのたつた一ヵ所の国立センターですね、これに対しまでのようなどたたが起つることとは、事情がいかようございましょとも、私は厚生省に責任があると思います。これらについての御答弁を伺つて、まことに不満足でございますけれども、私の質問を終わります。

○政府委員(今村謙君) 第一点の自営業は、御指摘のとおり、非常に雇用関係がむずかしいのです。本日、廣瀬久忠君及び館哲一君が委員を辞任せましたが、これは公衆衛生局なり、あるいは交通関係の機関なりといふようなものとよく連絡をしておらずして今後とも努力してまいりたい、こういうふうに考えます。

それから、最後に、身体障害者の発生の予防であります。これは交通とか、あるいは産業災害、あるいは先天性の疾病の関係、いろいろござりますが、これは公衆衛生局なり、あるいは交通関係の機関なりといふようなものとよく連絡をして、御心配をかけないような姿に持つていただき、こういうふうに考えます。

それから、最後に、身体障害者の発生の予防であります。これは交通とか、あるいは産業災害、あるいは先天性の疾病の関係、いろいろござりますが、これは公衆衛生局なり、あるいは交通関係の機関なりといふようなものとよく連絡をして、御心配をかけないような姿に持つていただき、こういうふうに考えます。

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、廣瀬久忠君及び館哲一君が委員を辞任せられ、その補欠として高橋雄之助君及び金丸富夫君がいずれも選任されました。

○小平芳平君 藤原委員から非常に大事な点について質問がありましたが、やはり私も限られた時間でありますので、真剣に私たちは質問をし、まづ、御答弁もしていただかなくちゃならないと思います。ですから、最初に児童手当について藤原委員から御質問がありましたのに、非常にはつきりしないわけです、御答弁が。で、私も一度申し上げます。

私のお聞きする観点は、予算委員会等でも、児童手当は昭和四十三年から実現するといふふうに考えます。

より御答弁もあつたかと思えば、ちょっと四十三年ではできないというようなことも言わされたわけです。ところで、この今回の改正に関連してお尋ねする点は、大蔵大臣も総理大臣も厚生大臣も、現在いろいろな児童福祉の法律がある、こうした児童福祉の法律、社会福祉制度などの中に児童手当をさあ新しくつくるという段階になると、現行の福祉制度との関連において非常にむずかしい問題があると、こういうことを児童手当実現の困難な一つの理由としてあげておられるわけです。ところで、藤原委員から指摘がありましたように、それじゃ現在の制度はどうな福祉制度があるかといえば、児童扶養手当について、現度があるかといえど、児童扶養手当について、現行一千四百円を千七百円に三百円引き上げると、あるいは母子福祉年金及び準母子福祉年金は一万四百円を二万四千円に引き上げると、こういうような程度の現行制度で、だから児童手当はなかなかむずかしいんだといつて見送りになるといつようなどとすれば、非常にちぐはぐだといつ感じを受けるわけです。ですから、こうした今回改正の児童扶養手当について、あるいは福祉年金についても、もつともつとこうした特別の方々には手厚い福祉の制度を実現するとともに、それだからといって児童手当がおくれるというようなことの理由にならないような、そういう検討が行なわれるべきじゃないかと、そういうふうに実現されていかれるべきじゃないかと、その点ひとついかがですか。

○政府委員(渥美節夫君) 児童扶養手当なり、あるいは母子福祉年金及び準母子福祉年金は一万四百円を二万四千円に引き上げると、こういうような程度の現行制度で、だから児童手当はなかなかむずかしいんだといつて見送りになるといつようなどとすれば、非常にちぐはぐだといつ感じを受けるわけです。ですから、こうした今回改正の児童扶養手当について、あるいは福祉年金についても、もつともつとこうした特別の方々には手厚い福祉の制度を実現するとともに、それだからといって児童手当がおくれるというようなことの理由にならないような、そういう検討が行なわれるべきじゃないかと、そういうふうに実現されていかれるべきじゃないかと、その点ひとついかがですか。

○小平芳平君 だからそういう点をよく大臣に言つていただきたい。

それから、次に、所得制限の緩和について、児童扶養手当では、所得制限の緩和は九十三万二千五百円にするなどいたしましたと同じように、こちらのほうの国民年金法のほうでは、現行の限度額八十一万七千五百円を九十三万一千五百円と大幅に引き上げることとしたと、どうして国民年金法のほうが大幅なのか、それから、こちらのほうは小幅度なのか。あるいは、また、すでに去年のときも、八十一万では非常に低い、で、百万円ぐらいにしないと相当漏れる人が起きたんじやないかといわれているのに、今回九十三万円でなつかつ大幅だといわれる理由はどこですか。

○政府委員(伊部英男君) ただいま御指摘のようまでは、先ほど政務次官から御答弁を申し上げましたように、現在のところ、各界の方々の御意見を徵しながら検討をしているところでございます。それに関連いたしまして、先生御指摘の児童扶養手当については、今回は所得制限の緩和でありますとか、あるいは、また、手当額の増額といふふうなことをはかつてまつておるわけでございます。先生のお話のとおり、そういうふうな点を勘案いたしまして検討をする必要があらうかと、こういうふうに考えております。

○小平芳平君 そういうことを言つておるんじやないんですよ。時間がないからそのことは言いませんけれども、だからよく聞いて、しつかり答弁をしてくれなくちや困ると言つておるわけで、同じことを二回やつておる時間はないわけですね。ですが、もう一べん申し上げますと、私が申し上げている点は、大臣が盛んに、現行の社会福祉制度がある、だから、そこでもつて児童手当を実現しようとするとそこに困難があると言われるので、現行の児童福祉制度では貧弱だ、だれれども、現行の児童福祉制度では貧弱だ、だからそのことを理由にして児童手当がおくれるということはおかしいではないかと、そういうわけになります。

○政府委員(渥美節夫君) 児童扶養手当なり、あるいは年金等との関連におきましての児童手当といふふうな問題の把握のしかたよりも、むしろやはり現在の所得保障の一つの問題点といたしまして、児童手当がわが国にはないといふうを、積極的な取り上げ方をして児童手当制度を創設するよう検討する、かよう考へておるわけですが、それから、今後身体障害者の福祉をどのように充実していくか。とにかく、ようやく一步踏み出したようなこうした改正案では非常にまだ前途遠いように感じますが、いかがですか。

○小平芳平君 大幅か小幅かは答弁がありませんが、次に、身体障害者福祉法について、いまいろいろ藤原委員からありましたわけですが、どうして答申をもつと実現していかないか、あるいは、また、特に内部疾患を入れるという場合に心臓と呼吸器に限るか、そのほかのものを入れるお考えはないかどうか。それから、今後身体障害者の福祉をどのように充実していくか。とにかく、ようやく一步踏み出したようなこうした改正案では非常にまだ前途遠いように感じますが、いかがですか。

○政府委員(今村謙君) お答えいたします。

第一点の、身体障害者福祉審議会の答申につきましては非常にたくさん項目がございまして、そのうちでも、現在やつておりますのを大幅に量的に拡大せしといふことがありますので、私どもいまお話ししておりますのだけ満足しているわけじやございません。二年、三年と連続してできるものからどんどん法律改正をやついていきたいという気持ちで、来年度も量的にいろいろ出ますといふ気持ちでございます。

それから、第二点の内部障害の問題でございましては非常にたくさん項目がございまして、そのうちでも、現在やつておりますのを大幅に量的に拡大せしといふことがありますので、私どもいまお話ししておりますのだけ満足しているわけじやございません。二年、三年と連続してできるものからどんどん法律改正をやついていきたいという気持ちで、来年度も量的にいろいろ出ますといふ気持ちでございます。

○柳岡秋夫君 いまの問題に関連して、環営法の指定業種に決定しているんですけれども、当面といふことですが、将来これはやっぱり衛生上の問題からいえば、そういう組合に加入してない零細な業者とか菓子業者、あるいは魚介業者とか、とうふ屋とか、そういうもののこそ私はもっと手厚く対象として取り入れて融資をすべきではないか、援助すべきではないか、こういふふうに思うのですがけれども、当面といふことですから、近いうちにそういう改正をする方針はないかどうか。

それから、もう一つ、ついでに、今回は国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、こういふふうに委託してやるわけですが







昭和四十二年七月三十一日印刷

昭和四十二年八月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局